

独占禁止懇話会第211回会合議事概要について

平成30年12月21日

公正取引委員会

- 1 日時 平成30年12月7日（金）15時30分～17時40分
- 2 場所 公正取引委員会大会議室
- 3 議題
 - 独占禁止法に導入される確約手続の概要
 - 携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）
 - プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応について
- 4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 03-3581-5476（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(「○」は会員の発言, 「→」は公正取引委員会の応答)

1 独占禁止法に導入される確約手続の概要

- 確約手続の導入について, 協力型の事件処理として大いに期待しており, 透明性・予見可能性の高い制度の運用を是非お願いしたい。
- 中小企業であっても, 違反被疑事業者ともなり得る。確約手続について, 大企業は十分な対応ができるが, 中小企業は対応力に欠けることも多い。そのため, 公正取引委員会と事業者とが十分な意思疎通を取りながら手続を進めてもらいたい。さらに, 違反被疑行為の相手方である取引先等が意見を述べる機会を確保していただきたい。
- 確約手続は違反することを認定するものではない点で, 事業者・公正取引委員会において使い勝手のよい制度なのではないか。しかし, 違反被疑事業者の取引先や消費者にとって, 対象行為について違反することを認定されないというデメリットも見逃せない。確約手続に付す場合と, 排除措置や課徴金納付を命ずる場合の基準についてどのように考えているのか。基準を明確にすべきである。
 - 独占禁止法に規定する行為全般を確約手続に付すということではなく, 対応方針では3つの類型について対象としないことを明らかとしており, その他については競争上の問題の早期是正, 協調的に問題解決を行うという制度趣旨・目的に沿って個別具体的に判断することになる。
- 取引先等が提供した金銭的価値の回復について, 優越的地位の濫用に対する排除措置命令で返金を命じていないので, ましてや違反を認定しない確約手続で返金するというのは難しいのではないか。一方で, 確約手続において確約計画を認定し, 実施された場合には, 課徴金納付を命ずることができなくなるため, 違反被疑行為と似た行為を繰り返すおそれがあるのではないか。
 - これまで排除措置命令において金銭的価値の回復を命じてきていないが, 確約手続において, 金銭的価値の回復を含む確約計画の提案が違反被疑行為者から行われ, 競争上の問題が解消されることが期待される。
- 確約手続は, 公正取引委員会・事業者にとってはメリットが大きい, 第三者の利益の保護に欠ける点がないか懸念がある。そのため, 意見募集や第三者からの事実の確認等をしっかりと行うことが必要である。
- 事件審査の処理時間が掛かるという話はよく聞くので競争上の問題の早期是

正について大いに期待したい。本年12月30日が施行日とのことであるが、公正取引委員会による調査中の事件についても確約制度の対象になるのか。

→ 施行日前に調査を開始した違反被疑行為についても意見聴取のための通知を行っていないものは、確約手続の対象となり得る。

○ 確約手続による競争上の問題の早期是正や、協調的な問題解決について、今後期待したい。どう実効性が担保されるのか、効果はどのように確認されるのか。この点についても今後配慮してもらいたい。

○ 現在の企業結合審査においては、第一次審査においても問題解消措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断されることがある。企業結合審査の透明性の確保という観点から意見募集を行うことは重要であるため、企業結合についても確約手続の対象となることは望ましい。なお、企業結合審査が終了した場合の公表において、審査の結果が詳細に記載されていると思うが、確約手続における公表においても、同程度に詳細に記載されることになるのか。

→ 現状においても企業結合審査の結果は、事案によって公表内容の詳細さの程度が違う。事案の問題が大きければ詳しく内容を記載しているが、そうでなければそれほど詳しく記載していない。確約手続でも同様に、事案に応じて公表内容の詳細さの程度が変わることとなると思われる。

2 携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）

○ 消費者が弱者で合理的な選択がとれないという一面的な立場に立つと、パターンリズム・温情主義的となり逆に自由な経済取引を萎縮させる方向性に行きかねないので、慎重に対応すべきである。

○ セット販売や期間拘束について、独占禁止法上問題となるおそれがあるとしているが、「おそれ」の前提条件として限定合理的な消費者を考えているのか、それとも、それとは関係なく「おそれ」があると考えているのか。今後詰めていく議論かと思うが、現在の考えを聞きたい。

→ 今後詰めていくべき問題ではあるが、ここで問題としているのは他者排除行為である。消費者の行動によっては他者排除をしやすくなることもあるので、消費者の行動は、他者排除を考えるに当たっての一つの考慮要素である。

○ 携帯電話の問題は、事業者と消費者との間の圧倒的な情報量と交渉力の差に

起因すると考える。公正取引委員会には、市場の番人として消費者に代わって社会に警告してほしい。

○ 楽天が携帯電話事業に新規参入すると聞いている。携帯電話業界に新規参入があれば競争はより活発になると考えるか。また、新規参入者はインフラを十分に持っていないため、インフラを持つ既存の事業者と一緒に事業を行わなければならないということもあろうが、このような状況をどのように考えるか。

→ 現在MNO（注1）3社が、携帯電話市場において90%のシェアを持つ寡占状態であるが、新規参入により競争の活発化が期待される。一般論として、新規参入者は初めから全てのインフラを整えるのは難しく、既存の事業者のインフラを活用することも考えられる。そのような場合でも、MVNO（注2）含めて競争が活発化していくことが期待される。

（注1）Mobile Network Operator（電気通信役務としての移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。）又は運用している者）の略

（注2）Mobile Virtual Network Operator（①MNOの提供する移動体通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動体通信サービスを提供する電気通信事業者であって、②当該移動体通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者）の略

○ 携帯電話に関する基本的な問題を解決するためにはより踏み込んだ本質的な取組をする必要がある。消費者、キャリア、メーカーなどが絡んだ複雑な問題を少しずつ解きほぐしていくべきである。

3 プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けた対応について

○ 国境を越える取引を行う上で非常に重要であるデジタル・プラットフォームに係るルールを整備していくことの重要性は理解するが、検討のスピードが非常に早くやや拙速ではないかと思う。国内の事業者もデジタル・プラットフォームのサービスの利用者でもあることから、デジタル・プラットフォームへの規制がなされた場合、反射的に影響を被る可能性もある。このため、ルール整備に当たっては十分な検討の上進めてほしい。

→ 現状では、中間論点整理（案）において論点が提示された段階であり、年内の策定を予定している基本原則においても、規制の方向性を示すには至らず、当該論点に基づき検討を進めていくことを確認するといったものになると考えら

れるが、今後の検討においては、イノベーションを阻害するものとならないよう十分注意したい。

- 国家安全保障戦略の観点から、グローバル化に逆行する議論が最近行われており、デジタル・プラットフォームに係るルール整備を考える際、国家資本主義とどう向き合うのかといった点が重要な課題になるのではないか。
- 今後実施を検討している実態調査と並行して、既存の独占禁止法の規律で問題に対応ができるのかといった検討を行い、対応できない場合には、法改正に比べれば実施のハードルが低いと考えられることから、不公正な取引方法の一般指定への条項の追加という立法論的な対応を検討してはどうか。
 - 具体的な事例があれば様々な方法での対応の検討を要するが、現状では、デジタル・プラットフォームに係る取引を巡る問題が競争法の観点から問題があるのか判断がつかない状態であることから、まずは実態調査を行うことで問題点の有無の把握に努めたい。
- 全体的に中間論点整理（案）には賛同できるが、規制に当たってイノベーションを阻害しないことが極めて重要である。フィンテック等、発展途上の分野のイノベーションのためには創造性を促すことが必要であり、具体的な規制に当たっては、この点に配慮して策定することが必要である。
- 中間論点整理（案）にエッセンシャルファシリティ、パブリックユーティリティの法理を援用できるかといった論点の記載があったが、これらは伝統的に電力・ガス事業者といった公益事業者について適用されてきたものであり、大きく性質の異なるデジタル・プラットフォーマーに適用することは個人的には難しいと考えている。
 - 検討会としてエッセンシャルファシリティ、パブリックユーティリティの法理を必ず援用できると考えているわけではなく、あくまで論点として記載しているものである。
- プラットフォーマーと消費者の取引に優越的地位の濫用を適用することについては十分な検討が必要であると思う。
- 中間論点整理（案）には、「事業者（特に中小企業）との関係において、プラットフォームのルールの不透明さは不公正な取引慣行の温床となるおそれがあるのではないか。」と記載されていることに感謝する。中小企業にとってこの問

題は切実であり、更に検討していただきたい。

- このルール整備に係る取組については独占禁止法のみならず消費者政策、個人情報保護等様々な要素が連動したものである。
プラットフォームのイノベーションを支えるエンジンとしての役割は否定できず、検討会でも過剰規制は問題となるという共通理解はあったと思う。
- プラットフォームを巡る問題に独占禁止法で対応できるかどうか確定的ではないが、実際に不満の声は出ているので、公正取引委員会は独占禁止法第40条を活用した調査を行うだけでなく、IT技術の人材の体制を整えて対応していかなければ、国際的ハーモナイゼーションの流れの中で日本のプレゼンスを保てないのではないかと。
- デジタル・プラットフォームの問題に消費者は否応なく巻き込まれている状態である。消費者にとってベネフィットは分かりやすいのだが、リスクは見えにくい。今後の検討においては、消費者のリテラシーを高めるという観点からも検討を行っていただきたい。
- 個人情報やプライバシー保護の論点は、競争法だけでは対処できないのではないかと。ルールの策定に当たっては個人情報の保護にも配慮した仕組みを検討していただきたい。
- ルールの整備の今後の進め方は、プラットフォーマー全般を対象として全体的なルールを作っていくのか、それとも、業法で補完していくのか、あるいはその両方で対処することになるのか見通しについて教えてほしい。
→ 現状は様々な方法での対応を検討しているところである。

以上

(文責：公正取引委員会事務総局)